

千葉県特別支援学校等の臨時休業に伴う  
放課後等デイサービス支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和2年2月27日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請（以下「臨時休業」という。）に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童がいる世帯において放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、障害福祉サービス等報酬（以下「報酬」という。）の増加による利用者負担の増加額（以下「利用者負担の増加額」という。）について助成する事業を実施することにより、福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により利用者負担の増加額の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市が障害児通所支援給付費の支給決定（以下「支給決定」という。）を行った児童の保護者（以下「支給決定保護者」という。）であって、令和2年3月2日から春休みの前日までの間に次の各号の一に該当するものとする。

(1) 臨時休業に伴い新たに支給決定を受けた児童が放課後等デイサービスを利用した場合に、サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料（実費負担を除く。以下同じ。）を請求する場合

(2) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休業に伴い令和2年3月当初の利用予定日数より多くのサービスを利用したと本市が認めたものについて、利用の増に伴い支給決定保護者に対してサービス提供事業所が請求する請求総額のうち利用者負担の増加額が発生する場合

新型コロナウイルス感染症防止対策の推進の一環として、支給量の増減に係る手続きを自治体裁量により省略できることとされており、本号はこの特例を用いて支給決定日数より多くのサービスを利用した場合を想定しているが、手続きを省略することなく支給日数を増やした場合や、従前から支給決定より少ない日数のみ利用していた児童が支給決定日数の範囲内でサービス利用を増やした場合についても、同様に従前との差額について助成対象とする。

なお、臨時休業に伴う発生したサービスの増を助成対象としていることから、対象となる利用日は平日であることを想定しているが、サービス利用の態様は多様であることから、本市が臨時休業に伴うものと認める場合には、休日の利用分も対象とする。

(3) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童について、放課後等デイサービスの

基本報酬単価が授業終了後の単価から学校休業日単価に切り替わることにより、支給決定保護者に対してサービス提供事業所が請求する請求総額のうち利用者負担の増加額が発生する場合

(4) 臨時休業に伴って営業時間前の支援時間が増加した児童について、当該営業時間前の支援により算定した児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3の10に定める延長支援加算（以下「延長支援加算」という。）の算定単位数が臨時休業開始前より増加したと本市が認め、サービス提供事業所が支給決定保護者に対して利用料を請求する場合であって、利用者負担の増加額が発生する場合

(助成の範囲及び方法)

第3条 この要綱による利用者負担の増加額の助成（以下「助成」という。）は、令和2年2月利用者負担額の総額と3月利用者負担額の総額との差額について行うものとする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業による利用者負担の増加額助成申請書（様式第1号）に領収書等の利用者負担の増加額を証する書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(助成の決定及び助成金の交付)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、申請の可否の判定を行った上、助成の決定をしたときは千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業による利用者負担の増加額助成決定通知書（様式第2号）により、助成の対象に該当しないと決定したときは千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業による利用者負担の増加額助成非該当通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の千葉市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業による利用者負担の増加額助成決定通知書により助成の決定を通知したときは、申請者の指定した金融機関の口座に振り込むことにより、助成金を交付するものとする。

(助成費の返還)

第6条 市長は、不実の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行し、同年3月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行し、同年3月2日から適用する。

(様式第1号)

千葉県特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業  
による利用者負担の増加額助成申請書

年 月 日

(あて先) 千葉県長

申請者	児童名		連絡先 電話番号	
	保護者 名		連絡先 メールアドレス	@
	住 所	千葉市 区		受給者番号
金融機関 口座番号	銀行名		支店名	
	口座番号			
通所施設名				
	(A) 令和2年2月利用分 における利用者負担の総額	(B) 令和2年3月利用分 における利用者負担の総額	助成申請額【(B) - (A)】	
	円	円	円	
備考	1 領収書等の利用者負担の増加額を証する書類の写しを添付してください。			